

教育委員会会議提出議案

第38号

福岡県立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

このことを、別案のとおり提出する。

令和2年12月17日
教 育 長

(理由)

中央教育審議会答申「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」を受けた文部科学省の通知等を踏まえ、所要の規定の整備を行うもの。

福岡県立学校管理規則の一部を改正する規則（案）

1 概要

平成31年1月に中央教育審議会において、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」（答申）が取りまとめられた。

当該答申においては、文部科学省に対し「学校・教師が担うべき業務の範囲について、学校現場や地域、保護者等の間における共有のため、学校管理規則のモデルを周知」することや、文部科学省が同時期に策定した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」について、その根拠を法令上規定すること等を求めている。

文部科学省においては、これを受けて「教諭等の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例等の送付について」（通知）を発出し、また、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法を改正し、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講すべき措置に関する指針」を策定した。

今回の改正は、これらを踏まえ、福岡県立学校管理規則について所要の規定の整備を行うものである。

2 改正の内容

（1）教諭等の標準的な職務の内容及び職務の遂行に関し、教育長が必要な事項を別に定める旨の規定を整備するもの。

（2）教育職員の健康及び福祉の確保を図るため、時間外在校等時間の上限を定めるもの。

①1か月の時間外在校等時間について、45時間以内

②1年間の時間外在校等時間について、360時間以内

※児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により業務を行わざるを得ない場合は、1か月の時間外在校等時間100時間未満、1年間の時間外在校等時間720時間以内（連続する複数月の平均時間外在校等時間80時間以内、かつ、時間外在校等時間45時間超の月は年間6か月まで）

3 施行期日

令和3年4月1日

福岡県立学校管理規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 年 月 日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第 号

福岡県立学校管理規則の一部を改正する規則

福岡県立学校管理規則（昭和三十二年福岡県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第十条の三の次に次の二条を加える。

第十条の四 教諭等（主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭及び講師をいう。）の職務の明確化を図るため、標準的な職務の内容その他教諭等の職務の遂行に関して、教育長は必要な事項を別に定めるものとする。

第六章を第七章とし、第五章の次に次の二章を加え、第二十条を第二十一条とする。

第六章 業務量の管理

（教育職員の業務量の適切な管理等）

第二十条 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号。以下「給特法」という。）第二条第二項に規定する教育職員（以下「教育職員」という。）の健康及び福祉の確保を図るため、在校等時間（給特法第七条の指針に規定する在校等時間をいう。）から福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成十年福岡県条例第一号）第十条に規定する休日（同条例第十二条に基づき代休日が指定された日を除く。）以外の日における同条例第九条第一項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）を除いた時間（以下「時間外在校等時間」という。）の上限を定めることとし、当該上限については、次のとおりとする。

一 一箇月につき 四十五時間

二 一年につき 三百六十時間

2 教育職員が児童生徒に係る通常予見することができない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突然的に正規の勤務時間以外の時間に業務を行わざるを得ない場合の時間外在校等時間の上限について、前項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 一箇月につき 百時間未満

二 一年につき 七百二十時間

三 一箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一箇月、二箇月、三箇月、四箇月及び五箇月の期間を加えたそれぞれの期間において一箇月当たりの平均時間につき 八十時間

四 一年のうち一箇月において正規の勤務時間以外の時間において四十五時間を超えて業務を行う月数につき 六箇月

3 校長は、前二項の時間外在校等時間の上限を超えないよう当該学校の教育職員の業務量を管理しなければならない。

4 教育委員会は、前項の規定に基づき校長が行う当該学校の教育職員の業務量の管理が適切に行われるよう管理するものとする。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

福岡県立学校管理規則（昭和三十二年福岡県教育委員会規則第十二号）の一部を改正する規則

改 正 案	現 行
<p>第四章 職員組織等</p> <p>第十条～第十条の二（略）</p> <p>第十条の四 教諭等（主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭及び講師をいう。）の職務の明確化を図るため、標準的な職務の内容その他教諭等の職務の遂行に關して、教育長は必要な事項を別に定めるものとする。</p> <p>第六章 業務量の管理</p> <p>（教育職員の業務量の適切な管理等）</p> <p>第二十条 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号。以下「給特法」という。）第二条第一項に規定する教育職員（以下「教育職員」という。）の健康及び福祉の確保を図るために、在校等時間（給特法第七条の指針に規定する在校等時間をいう。）から福岡県職員の勤務時間・休暇等に関する条例（平成十年福岡県条例第一号）第十条に規定する休日（同条例第十一条に基づき代休日が指定された日を除く。）以外の日ににおける同条例第九条第一項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）を除いた時間（以下「時間外在校等時間」という。）の上限を定めることとする。当該上限については、次のとおりとする。</p> <p>一 一箇月につき 四十五時間</p> <p>二 一年につき 三百六十時間</p> <p>2 教育職員が幼児児童生徒に係る通常予見することができない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突然的に正規の勤務時間以外の時間に業務を行わざるを得ない場合の時間外在校等時間の上限については、前項の規定にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p>一 一箇月につき 百時間未満</p> <p>二 一年につき 七百二十時間</p> <p>三 一箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一箇月、一箇月、二箇月、四箇月及び五箇月の期間を加えたそれまでの期間において一箇月当たりの平均時間につき 八十時間</p> <p>四 一年のうち一箇月において正規の勤務時間以外の時間において四十五時間を超えて業務を行う月数につき 六箇月</p> <p>3 校長は、前二項の時間外在校等時間の上限を超えないよう当該学校の教育職員の業務量を管理しなければならない。</p> <p>4 教育委員会は、前項の規定に基づき校長が行う当該学校の教育職員の業務量の管理が適切に行われるよう管理するものとする。</p> <p>第七章 條則</p> <p>（委任）</p> <p>第十二条 この規則の施行に關し必要な事項については、別に教育長が定める。</p>	<p>第四章 職員組織等</p> <p>第十条～第十条の二（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第十二条 この規則の施行に關し必要な事項については、別に教育長が定める。</p>

福岡県立学校管理規則（改正）第10条の4に基づき教育長が定める教諭等の
「標準的な職務内容」の例

区分	職務の内容	職務の内容の例
主として学校の教育活動に関すること	教育課程及び学習指導に関すること	教育課程の編成及び実施並びにその準備（学校行事等の準備・運営を含む） 児童生徒の学習評価及び成績処理
	生徒指導及び進路指導に関すること	生徒指導体制の企画及び運営 児童生徒への指導援助 いじめ、不登校等の生徒指導上の諸課題への対応及び指導 進路指導方針の策定及び実施 家庭、地域、他校種及び関係機関との連絡及び調整 教育相談及び進路相談
	特別な支援を要する児童生徒のために必要な職務に関すること	個別の指導計画の作成及び活用 個別の教育支援計画の作成及び活用
主として学校の管理運営に関すること	学校の組織運営に関すること	学校経営及び運営方針の策定への参画 各種委員会の企画及び運営 学年・学級運営 学校業務改善の推進
	学校評価に関すること	自己評価の企画及び実施 学校関係者評価等の企画及び実施 学校に関する情報の提供
	研修に関すること	校内研修の企画、実施及び受講 法定研修その他の職責を遂行するために必要な研修の受講
	保護者及び地域住民等との連携及び協力の推進に関すること	関係機関や外部人材、地域、保護者との連絡及び調整
	その他学校の管理運営に関すること	学校の保健計画に基づく児童生徒の指導 学校の環境衛生点検 学校の安全計画等に基づく児童生徒の安全指導及び安全点検

※上記以外の必ずしも教諭等が担う必要のない業務については、各学校・地域等の実情に応じて、必要がある場合には学校長が職務として命じることができる。

(例)

- ・児童生徒の休み時間における対応に関すること
- ・校内清掃に係る対応に関すること
- ・部活動に係る対応に関すること

答申抜粋

○新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）（平成31年1月25日）

第4章 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化

2. 業務の役割分担・適正化を着実に実行するための仕組みの構築

（1）文部科学省が取り組むべき方策

学校・教師が担うべき業務の範囲について、学校現場や地域、保護者等の間における共有のため、学校管理規則のモデル（学校や教師・事務職員等の標準職務の明確化）を周知。

通知抜粋

○教諭等の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例等の送付について（通知）（令和2年7月17日2初初企第14号）

<学校管理規則の参考例>

○○立学校管理規則

第〇章 組織編成

（教諭等の標準的な職務内容）

第△条 教育長は、教諭等（主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭及び講師をいう。以下この条において同じ。）の職務の明確化を図るために、標準的な職務の内容その他教諭等の職務の遂行に関し必要な事項を定めるものとする。

公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講すべき措置に関する指針【概要】

○趣旨

- 教師の長時間勤務の実態は深刻であり、持続可能な学校教育の中で効果的な教育活動を行うためには、学校における働き方改革が急務。
- 公立学校の教師については、時間外勤務命令は「超勤4項目」に限定されるものの、校務として行われている業務については、時間外勤務を命じられて行うものでないとしても学校教育活動に関する業務であることに変わりはなく、こうした業務を行う時間も含めて時間を管理することが学校における働き方改革を進める上で必要不可欠。
- このような状況を踏まえ、給特法第7条に基づき、教師の業務量の適切な管理その他教師の服務を監督する教育委員会が教師の健康及び福祉の確保を図るために講すべき措置に関する指針を定めるもの。

○対象の範囲

給特法第2条に規定する公立の義務教育諸学校等の教育職員の服務を監督する教育委員会、及び同条に規定する公立の義務教育諸学校等の教育職員全て

※義務教育諸学校等：小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園
教育職員：校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員

※事務職員等については、「36協定」の中で働き方改革推進法に定める時間外労働の規制が適用される。

○業務を行う時間の上限

「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」とし、勤務時間管理の対象とする。

具体的には、「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在校している時間を基本とし、当該時間に、以下①、②を加え、③、④を除いた時間を在校等時間とする。

<基本とする時間>

○在校している時間

<加える時間>

①校外において職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している時間

②各地方公共団体で定めるテレワークの時間

<除く時間>

③勤務時間外における自己研鑽及び業務外の時間（※自己申告による）

④休憩時間

○上限時間

- ①1か月の在校等時間について、超過勤務45時間以内
- ②1年間の在校等時間について、超過勤務360時間以内

※児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合は、

1か月の超過勤務100時間未満、1年間の超過勤務720時間以内
(連続する複数月の平均超過勤務80時間以内、かつ、超過勤務45時間超の月は年間6ヶ月まで)

○教育職員の服務を監督する教育委員会が講すべき措置

- (1) 本指針を参考にしながら、その所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針（「上限方針」）を教育委員会規則等において定める。
- (2) 教育職員が在校している時間は、ICTの活用やタイムカード等により客観的に計測。校外で職務に従事している時間も、教育職員の報告等によりできる限り客観的に計測。計測した時間は公務災害が生じた場合等に重要な記録となることから、公文書としてその管理及び保存を適切に行う。
- (3) 休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法等の規定を遵守する。
- (4) 教育職員の健康及び福祉を確保するため、以下の事項に留意する。
 - 一 在校等時間が一定時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施すること。
 - 一 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること。 等
- (5) 上限方針を踏まえた所管に属する各学校における取組の実施状況を把握した上で、その状況を踏まえつつ、在校等時間の長時間化を防ぐための業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の取組を実施。上限方針で定める上限時間の範囲を超えた場合には、所管内の各学校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行う。 等

○留意事項

(1) 上限時間について

- ・本指針は上限時間まで業務を行うことを推奨する趣旨ではない。
- ・本指針は、学校における働き方改革の総合的な方策の一環であり、他の長時間勤務の削減方策と併せて取り組まれるべきもの。決して、これらの削減方策を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみではならない。

(2) 虚偽の記録等について

- ・在校等時間を上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際より短い虚偽の時間を記録に残す、又は残させることがあるてはならない。

(3) 持ち帰り業務について

- ・本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則。上限時間を遵守するためだけに自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、本指針の趣旨に反するものであり、厳に避ける。仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進める。

(4) 都道府県等が講すべき措置について

- ・都道府県及び指定都市においては、服務監督教育委員会が定める上限方針の実効性を高めるため、条例等の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(5) 文部科学省の取組について

- ・文部科学省は、学校における働き方改革を進める上で前提となる学校の指導及び事務の体制の効果的な強化及び充実を図るための教育条件の整備を進める。また、各都道府県及び指定都市における条例等の制定状況や、各服務監督教育委員会の取組の状況を把握し、公表する。 等

○附則

この指針は、令和2年4月1日から適用する。